

30. スズメバチ駆除費補助金

1. 趣旨・目的

人に危険を及ぼす恐れのあるスズメバチから市民生活の安全を図り、よりよい環境づくりに寄与することを目的とします。

内容

スズメバチの営巣を駆除した費用の一部に対し、補助金を交付する。

対象団体

市内に建物若しくは土地を所有、使用又は管理する者

対象事業

市内に建物若しくは土地を所有、使用又は管理する者が、土地建物等に営巣したスズメバチを駆除した場合に費用の一部を補助する事業

公募時期

R6年4月1日～R7年3月31日

補助額

対象補助経費の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円を限度とする。

問合せ先

市民環境部 環境対策課
電話：0745-82-2202（IP:0745-88-9078）